

第4回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成29年3月22日 午前9時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則（教育長）、藤原 孝子（教育長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英 恵、白倉 章
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、 統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事、文化財グループ係長
公開の可否	一部公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開 の場合は、その理 由	第18号議案、第19号議案、報告事項第4号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>第13号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の 一部を改正する規則</p> <p>第14号議案 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令</p> <p>第15号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第16号議案 豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に 関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第17号議案 豊島区文化財の登録について<決定></p> <p>第18号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について</p> <p>第19号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤・臨時職員の任免について</p> <p>報告事項第1号 平成28年度豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会報告</p> <p>報告事項第2号 平成29年度 幼稚園入園式及び小・中学校入学式祝辞につい て</p> <p>報告事項第3号 平成29年度 豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校につ いて</p> <p>報告事項第4号 平成29年度 教職員異動一覧</p> <p>報告事項第5号 三田一則教育長の執務報告（平成29年3月9日～3月22日）</p>	

事務局)

委員の皆様、全員お揃いでございます。本日の傍聴希望者はございません。よろしくお願いいたします。

三田教育長)

改めまして、おはようございます。ただ今から第4回教育委員会臨時会を開催いたします。本日の署名委員を申し上げます。藤原職務代理者、北川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件につきまして、13号議案から16号議案まで一括、その後、17号議案、報告事項第1号から第5号という流れで進めてまいりたいと思います。最後に、人事案件について、ご審議いただきたいと思います。

(1) 第13号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 第14号議案 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

(3) 第15号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(4) 第16号議案 豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

三田教育長)

それでは、最初に13号議案から16号議案まで一括審議いたします。庶務課、指導課よりよろしくお願いいたします。

＜庶務課長、指導課長 資料説明＞

三田教育長)

説明が終わりました。何かご質問ございますか。

ご案内のように、現在、区議会第1回定例会に条例改正を上程しているということで、それに関連する、教育委員規則、規程について整備をするという趣旨でございます。主に産休、育休等の制度が拡充されるような改正で、介護時間が新設される等の内容が、正規職員、非常勤職員ともに整備されるという趣旨の説明かと思っております。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

仕事と家庭が両立できる社会の実現ということで、より良くなるというふうに理解しております。その中で、要介護者の範囲を見直すという改正内容は、新旧対照表のどの部分が該当なのか教えていただけますでしょうか。

三田教育長)

事務局、どうぞ。

事務局)

要介護者の範囲につきましては、この規則のもととなる条例である、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の方に規定されておりまして、条例を改正すること

によって、今回、範囲の方を広げるという形になっておりますので、規則自体の新旧対照表には、規定された部分は掲載されておられません。

三田教育長)

教育委員会に提案する事項ですので、もしそうであれば、そのもとになる条例を資料に載せて説明をお願いしたいと思います。次回以降宜しくをお願いします。

今の内容については、藤原委員、よろしいでしょうか。

藤原委員)

了解いたしました。ありがとうございました。

三田教育長)

その他ございますか。

では、私の方から質問したいのですが、これまでも特別区全体の幼稚園教諭は、若い年齢層で退職をされるという方が非常に多い職種だと常々感じております。本区でも、採用されて間もない人が退職をして、新しい人に替わるというようなことが続いていたかと思えます。今回制度改正の主眼となっている、介護や育児に関する悩み、問題で退職された方というのは、どのぐらいいらっしゃるのか実態を教えてもらえればと思います。

指導課長)

ただいまの教育長のご質問でございますが、介護等における退職等については、報告は現在のところ受けておりません。

育休、産休につきましても、最近では、まだ独身の教員が多いということでございますので、産休、育休の申請等はございません。

三田教育長)

そういう実態は無いということですか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

了解しました。特別区全体では、こうした法整備もされていますので、せっかく幼稚園教諭として採用されて仕事の間が与えられても、そういった関係で辞めざるを得ない状況というのは排除していかなければならないと思います。特に介護につきましては、どなたも悩まれるところだと思いますが、そうした点で、この考え方が整備されたということは、働き方の問題が大きな社会問題になっている流れの中で、非常に大事な整備かと思えます。

もう一点、非常勤職員規則の改正の中で、子供スキップが今度教育委員会に移管することでの改正内容も書かれているわけですが、非常勤についてはスキップの職場だけでなく、教育センターも非常にたくさんいらっしゃいます。非常勤職員の方においては、どのような育児・介護についての認識はいかがでしょうか。

教育センター所長)

教育センターにおいても、若い教育相談員がおります。ご結婚して、そしてご出産とい

う方もいらっしゃいましたが、教育センターでは、産休、育休の期間を設けて、その期間に、臨時の非常勤の方を雇用し、対応するというような形にしております。

力のある教育相談員の方がまた継続して残りたい、一段落したら、もう一度頑張りたいという意欲を持って働いていけるよう配慮させていただいております。

三田教育長)

職場にまた復帰できるという体制で活用されているということですね。

では、本区におきましては、是非、この規定の改正を生かしていく方向で、年齢的にそのような課題に当たる世代へ大きな応援になるように、これらについては了承したいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第13号議案了承)

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(委員全員異議なし 第16号議案了承)

三田教育長)

では、13号議案から第16号議案まで一括して、これで了承することとします。ありがとうございました。

(5) 第17号議案 豊島区文化財の登録について<決定>

三田教育長)

それでは、引き続きまして、第17号議案に進みたいと思います。庶務課長よりご説明をお願いします。

<庶務課長、文化財グループ係長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。二つの遺跡を文化財として指定するという提案ですが、質問はございますか。

では、私の方から一点質問をさせていただきます。そもそも染井遺跡というのは、どのような特徴を持った遺跡なのか、簡単にご説明いただけますか。

文化財グループ係長)

東側は日光御成道まで、本郷通りの部分から染井通りを挟みまして西側は染井霊園までという広大な範囲が基本的には染井遺跡ということになります。染井遺跡の染井通りの南側が藤堂家の下屋敷があった部分で、染井通りの北側は植木屋が多く住んでいた部分です。北の端で北区と接する部分につきましては、弥生時代の住居が時々見られます。こちらは段丘面ですので、弥生時代の住居がよく発見されるということでございます。

総じて言いますと、豊島区の歴史で重要なソメイヨシノを初めとする植木屋の部分と、藤堂藩の下屋敷が中心となった遺跡が染井遺跡であると言えるかと思えます。

三田教育長)

委員の先生方には、7ページの地図をご覧くださいと思います。今の説明で、山手

線のところは旧河川や谷地になっていた部分で、谷間の一番低いところの北側が津藩の藤堂家の下屋敷の跡があった場所になります。南側では、植木職人が植木を栽培して江戸に供給していました。この駒込地区がソメイヨシノ発祥の地となりました。

それから、駒込の一丁目遺跡というのは、ちょうど豊島区と文京区との境目になるところでよろしかったでしょうか。

文化財グループ係長)

ルソール駒込地区という丸で囲われた部分のすぐ下に、駒込駅という字があるかと思えます。その真下に曲線で道が描かれています。この部分が柳沢家のお屋敷のエリアでございます。

三田教育長)

分かりました。委員の皆様、全体の様子はお分かりいただけでしょうか。

それでは、この2件の遺跡について、それぞれご意見をいただきたいと思えます。

藤原委員、お願いいたします。

藤原委員)

有形文化財の2つ目のものにつきまして、水琴窟は本当に昔から日本人が楽しんで、生活の中に取り入れていたものだということが証明されておりますので、改めて素晴らしい発見だと思います。これはとても珍しいものだと思いますが、今までどのくらいの数の水琴窟が発見されているのでしょうか。

文化財グループ係長)

日本全国では数百件発見されていますが、ほとんどが関西、特に兵庫県が中心で、東京では14件しか発見されておられません。そのうちの 하나가、今回発見された染井遺跡の水琴窟でございます。

藤原委員)

ありがとうございます。

三田教育長)

これは、参勤交代がもたらした音の文化の交流なのかもしれません。専門家はどのような研究をされているのか、非常に興味のあるところです。

北川委員、お願いいたします。

北川委員)

ご説明ありがとうございました。

資料6ページの1行目に出ております、「赤津ハンド」と称される植木鉢はどういうものなのか、教えていただけますか。

文化財グループ係長)

「赤津ハンド」、これは聞きなれない名前かと思えますが、赤津というのは瀬戸市の地名でして、いわゆる瀬戸物の産地です。ハンドというと、手をイメージされると思うのですが、手ではなくて、半胴がめというかめの形を通称でハンドと言っています。それから、

半胴がめの「半胴」という文字ですが、半分の胴と書きます。胴は、にくづきと同じと書く「胴」です。半分の胴ということで、半胴がめと言われております。この半胴がめは、瀬戸物でできています。本来は陶器でできておまして、漬物などに使用するかめなのですが、底に穴をあけて、植木鉢として転用する事例が非常に多くございます。豊島区の植木屋の遺構からもそういうものがたくさん出てきています。

「赤津ハンド」は豊島区の遺跡から出るのですが、この「赤津ハンド」と称される陶器鉢の模倣品の方に、今回私どもは注目しています。この模倣品は上薬を塗った土器で、江戸で作られたものになります。そういったことから、「赤津ハンド」は瀬戸産のものなのですが、それに似せたものを江戸で作って、江戸の周辺の植木屋が使ったのかもしれないということが想像されます。果たしてそこまで言っているものかというところは、審議会で議論になりましたので、そこは曖昧な形でご説明をさせていただきます。

「赤津ハンド」というのは、そういったものでございます。

北川委員)

ありがとうございます。

三田教育長)

要するに、釉薬として銅の成分を使っているということですか。

文化財グループ係長)

いえ、銅の成分を使っているのではなく、形が寸胴なので、胴ということです。

三田教育長)

胴体の胴ということですね。

文化財グループ係長)

そうです。「赤津ハンド」は瀬戸物ですので釉薬を使っていないのですが、この模倣品の方は、土を焼いただけですと非常にもろいので、それに釉薬をつけて、少し固めて、植木鉢として使用していたのではないかと想定しています。

三田教育長)

それは図で言うと何番になりますか。

文化財グループ係長)

赤津ハンドにつきましては、今回、縄文土器の方に焦点を当てましたので、図版を用意しなかったのですが、形から言いますと、12ページの写真の4番の植木鉢のかけらに近いと思います。水がめに近い形です。いわゆる寸胴で、下だけが丸くなっています。

三田教育長)

よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、2件の染井遺跡からの出土品について諮問をいたしましたところ、審議会の方から豊島区の文化財として登録してよいというお答えをいただきましたので、議案としてこれは承認したいと思います。

(委員全員異議なし 第17号議案了承)

(6) 報告事項第1号 平成28年度豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会報告

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項第1号、平成28年度豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会報告について、指導課よりご説明をお願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。何か質問はございますか。樋口委員お願いいたします。

樋口委員)

2年間の委員会、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

質問させてください。本日は、2年間のまとめという形での報告なのでしょうか。

統括指導主事)

本来であれば、各回ごとにご報告をさせていただかなければいけない内容かと思いますが、先週の第7回目をもちまして、2年間のいじめ問題対策委員会が終了しましたので、その2年間の報告ということで、第7回を取り上げて本日ご報告をさせていただいているということでございます。

樋口委員)

最終回というのは、一番大事な回だと思います。その中で、それぞれの委員がどのように考えられていたかということについてはよく分かりました。今後のために申し上げますが、2年間の会議ですので、2年間の流れが分かるようにしていただけると大変ありがたいと思います。

先程、この報告の何について意見を述べたらいいか、かなり細かいレベルのお話がありました。セッかく委員会を立ち上げていますので、このようにしたらもっと良くなるだろうという、ご提案を差し上げた方がよろしいかと思っております。そのような視点から意見を述べさせていただきます。

条例11条第2項に、教育委員会の諮問に応じてとありますが、まず、どういう諮問だったのかが示されていませんので、示していただいた方がよろしいかと思っております。それから、対策委員会は諮問を受けて意見を述べるものとなっておりますが、私達もその意見に対して合議制教育委員会の中で質問したり、こちらからも意見を述べたりすることで、対策委員会での議論も精度が非常に深まっていくのではないかと感じております。

それから、3項のところの基本方針に対する評価を行うとありますが、基本方針を改めて示していただき、評価がどうなのかということも明示していただけたらと思います。

また、対策について必要があると認めるときには委員会に意見を述べるとありますので、この条例を生かして必要な時に意見交換がなされていくと、委員会の中身も濃くなっていくのではないかと思いました。これがまず大きな1点でございます。

したがって、レジュメの4ページのところについては、委員会の意見を受けての「指

導課からの提言」ではなくて、「事務局からの提言」としたほうがよろしいと思います。

それから、この提言が非常に抽象的な文言になっていることが気になります。例えば、7ページの下のスライドに具体的な方策が書いてありますから、こういうものもまとめて提言として打ち出せば、来年度各学校にお話する際に、この委員会の意味を各学校の教員たちに理解していただきやすく、具体的な取り組みが区としてできるのではないかと思うところです。

三田教育長)

ありがとうございます。

この報告の全体像についてのご指摘をしていただきましたが、各論について深めた議論も本日まとめていきたいなと思いますので、もう少し時間をいただきたいと思います。藤原委員お願いいたします。

藤原委員)

私も、樋口委員の最初のご意見と同様に、諮問に対してどういう意見があって、どうだったのかということが非常に大事だと思います。また、基本方針に対する評価も非常に大事なことですので、それらも併せて、いじめ防止のための対策についてきちんと進めていただけるといいかなと思いました。

それと、第7回の対策委員会の報告はしていただきましたが、毎回、どのようなことを取り上げて、どのようなことが議題となって、その中でどうだったのかということについて簡単でも良いので、報告があると良かったかと思います。

ただ、この第7回について言えば、子供たちが非常に主体的に、いじめゼロに対して自覚を深めながら活動したという報告や、各学校の状況などの報告は非常に良い活動として心に深く残ります。是非、こういったことを各学校に広めて、いじめゼロを目指してもらいたいと思います。いじめの案件の数は多いけれども、それだけ先生方が一生懸命真摯に取り組んでいるという内容の報告についても、非常に心を打たれるものがあります。

一つ一つは非常に良いものがあるのですが、内容の進め方、報告、まとめ方、そういったことについては課題があるかと思いますので、その点を改善していただければと思っています。

三田教育長)

ありがとうございました。

ご両者とも大変大事な指摘だと思いますので、この点も含めて、議論していきたいと思っています。他にいかがでしょうか。白倉委員、お願いいたします。

白倉委員)

いじめに対する対策は、ここに書いてあるように、今まで色々なことをずっとやられてきていると思います。南池袋小学校のいじめゼロの教室ということに関しては、継続して行っているからこそ、より良い取組になっていると思いますので、是非続けていただきたいと思います。

それから、いじめられる側については、先生とのコミュニケーションがなければ、疎外感がさらに強くなり、不登校につながるというケースもあると思いますので、コミュニケーションの時間をなるべく多く作るようにしていければ良いと思いました。

このような提言があれば目標になりますので、非常に素晴らしいことだと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、北川委員、どうですか。

北川委員)

2年間に7回、この委員会が開かれたということで、どのようなことが話題になっていたのか、教育委員会としてもきちんと受けとめておかななくてはいけない事項かと思っております。今回、第7回は1時間の開催ということでしたが、それまでの6回については、恐らく色々な問題が出てきて話し合いをされていたと思いますので、毎回1時間ではおさまらなかったのではないのでしょうか。その部分を教えていただきたいと思います。

また、hyper-QUについて、今までとても効果が出てきているということで、この席でもご説明をいただきましたが、実際私はhyper-QUの中身を見たことがないので、もしこの席でお示しいただけるのであれば、子供たちがどういうものに対して答えているのか、どういう形式のアンケートなのか、教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、今までのご意見について、何か補足することはありますか。

統括指導主事)

貴重なご意見ありがとうございます。今後、より各学校の取組が充実するように、また、いじめ防止に向けてより取組をしていけるように、大幅に改善を図っていきたいと思います。

まず、北川委員からご質問いただきました、時間ですけれども、各回1時間で予定をしていましたが、委員の皆様から様々な意見を出していただきまして、1時間半から長いときは2時間近くになるような回もございました。

また、内容でございますが、昨年度、SNSのことが非常に話題に上っておりました。子供たちの携帯電話、スマートフォンの使用状況、また、それに伴って、大人からは見えないところでいじめがあるのではないかという意見が出て、様々な事例をこちらからご報告させていただき、それに対してのご意見をいただきました。

例えば、千川中学校では、生徒会中心で「ひじき運動」という取組を行っており、子供たちの中で使い方のルールを決めていこうと声掛けをしています。千登世橋中学校では、道徳授業地区公開講座の中で、情報モラルをテーマとして、子供たち同士で活発な意見交換をしており、直接学校に見に行った指導主事の方から、委員の先生方にご報告いたしま

した。また、小学校については、各学校のいじめ防止委員会の取り組みを報告させていただきました。校長先生がリーダーシップを発揮しながら、一つ一つ、かなり細かく事例を検討して、具体的にどんな対応がとれるのか、また、その際の子供たちの状況はどのようなになっているのか真摯に向き合ってくださいっていて、そのような内容を委員会で報告させていただいて、それについてご意見をいただいたということもございました。

hyper-QUについては、後ほどお持ちしたいと思います。

三田教育長)

よろしく申し上げます。では、天貝部長お願いいたします。

教育部長)

樋口先生がおっしゃった諮問でございますが、これは確かに規定されております。平成26年に条例が制定されて、この条例に基づく方針によって、いじめ問題対策委員会を設置しました。教育委員会では、平成26年に条例及び方針を策定した段階で報告をさせていただき、その後は2年間にわたって、どういう取り組みをしているのかということ、委員会で検討してまいりました。

東京都においても、いじめ防止対策の方針が若干変わるというような情報もございます。そういったことや本日の報告も踏まえまして、皆様にはさらに議論をいただきまして、29年度冒頭には、いじめ防止対策の委員会の方に、どのような形で諮問をするかということを決めていきたいと思っております。

委員会の方は答申をするという流れで、幸いなことに重大事案は発生しませんでしたので、緊急の本部を招集することなく、現在のいじめ防止の現状についての検討をしてまいりました。29年度は、そのように諮問を受けるといった形にしたいと思っております。

三田教育長)

ありがとうございました。

樋口委員、お願いいたします。

樋口委員)

部長から非常に力強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

三田教育長)

教育委員の先生方にはご理解いただきたいのですが、この案件は、教育委員会できちんと報告されています。しかし、途中で教育委員のメンバーが総入れ替えしてしまい、それまでの経過が正確に伝わっていない状況になってしまいました。年度の途中で委員が交代した場合、教育委員会で報告された基本的な内容を教育委員に引き継ぐということ、事務局には徹底していただきたいと思っております。また、何回目の委員会ではどのようなことが議論されて、教育委員会にはいつ報告をしたのか、あわせて説明してもらいたいと思っております。

それから、来年度に向けた大事な課題も提起されておりますので、各委員から出た意見

について、総括的に議論したいと思います。

まず、7ページの上のスライドを見て下さい。いじめの未然防止に徹する書かれた見出しの下に、①から④まで説明書きがあります。①につきまして、右上の認知件数の12月の数を見ると、データがゼロの学校と、いじめの事例がたくさん出ている学校があります。3学期の調査は現在集計中ということで、これは12月の調査が元になっています。ここで大事なことは、データの数ではなくて、そのデータの裏にどのような取組がなされているのかということです。意図的に課題を設定して、組織的に行った取組があるのか、その部分を裏付けて議論していこうという話になりました。これについては、大石委員からも根拠を明確にした説明が大事だというご指摘をいただいています。

②は、内訳データという分析方法をとろうということで、国立教育政策研究所で出された、PDCA×3という手法を提案しています。いじめや不登校については、未然防止が非常に大事だといわれています。26ページからPDCA×3という手法について記載があります。28ページをご覧いただきたいのですが、この手法を取り入れた学校では、急激にいじめの件数が減っています。次の29、30ページには、どこの地区の学校がこの取り組みを行ったのか一覧になっています。この一覧の中には、豊島区が教育連携している秋田県能代市の学校も含まれています。能代市は、hyper-QUも取り入れていますので、今回改めて豊島区と方向性が一致していることを感じました。

32ページには、調査研究の視点・手順・成果が書かれていて、既に豊島区で行っているものもありますが、いじめ対策の手法として非常に参考になります。次の33ページの上の方のグラフは、平成20年から26年までの不登校の実数の平均を出したもので、小5から中3まで記載されていますが、これでは数字しか分かりません。そこで、下の方のグラフを見ていただくと、継続のないじめや不登校を黒塗りにして、新規を白抜きにするという手法をとっています。新規に着目することで、件数を早期発見し、早期対応しやすくなるということで、今回豊島区ではこの手法を活用させていただきました。35ページ、36ページには、学期ごとに、PDCAサイクルで改善点を入れながら、年3回の調査と取り組みを行うことによって、大きな成果を上げたという、具体的なケースについて書かれています。37、38ページ以降は、その成果の分析の手法、活用の仕方について記載されています。

それから、私もいじめ問題対策委員の一人として、2年間、東京都教育委員会と一緒になっていじめ対策に取り組んできました。その中で、私から二つ提案をさせていただきました。

一つは、15ページにあるいじめの定義です。いじめ問題が深刻になった昭和61年度から平成25年までの間に、いじめの定義は4回も変わっています。アンケート調査をすると、今後、どの定義を使っているのかよく分からないという結果が毎回です。定義がばらばらでは、正確な実数ができません。この点は、東京都でも認識はしていたのですが、そのままになっていたのもので、いじめの定義の変遷について、整理するべきだという話にな

りました。大事なことは、本人がいじめられていると感じたらいじめだという考え方です。難しい定義ではなく、実感を伴う部分を重視すれば、早期発見につながるのではないかということから出てきた考え方なので、ここを焦点化してやるべきだと私が提言したところ、それが反映されてこのように一覧表になりました。

二つ目は、早期発見、早期対応のレベルについてです。今、教員の認知力が、非常に課題となっています。14ページにあるように、言葉によるいじめや暴力によるいじめ等、いじめの形態は様々ですので、いじめのレベルを深刻度によって分け、東京都教育委員会では報告された事例から学んでいこうという話になりました。このような尺度を持って、各学校が調査をしていくと、スケールがはっきりして共通理解しやすいと思います。本区の12月に出された個別の事例というのは、必ずしも軽度と捉えていいのか判断しがたいケースがありました。今後は、各学校がいじめ問題対策委員会で報告をしていかなければならない課題だと思っています。

最初の7ページに戻りますが、区が独自に条例を持つというのは、おそらく全国で初めてです。これは4月1日から実施しようということで、2年前の4月7日、第1回定例会で作りました。hyper-QUもこのときに一緒に提言をして取り組みました。いじめは絶対許さないという姿勢で、全校で同じ物差しで行動をするために、この条例を作りました。未然防止、早期発見、早期対応において大事なことは何か、学校と児童・生徒の側でどのような取り組みが必要かということをもとめたものになっています。ただ、教育委員会はどうすべきかということについては、記載されていませんので、それは作らないといけません。これについては、次回、素案を提案してもらいたいと思います。

まず、学校については、継続した取り組みを行うということと子供たちの変容をしっかりと捉えていくということが大事だろうということで、hyper-QUを5月、11月に全校で一斉に実施をします。小学校3年生、4年生も新たに予算化しましたので、29年度から実施します。これによって、いじめの初期の実態を正確に捉えていきます。何気ない言葉が何気なく人を傷つけていることについて、どのようにメスを入れていくかということが、いじめの母数を減らしていくための大きな取り組みになると思いますので、これは大事な提案です。

それから、要支援群と改善あるいは継続して見守りをしていかなければいけない事例との間で、パターン化ができるものなのか、あるいは、累計ができるのか、また個別化をする必要があるのか、そういったところをこれから解明していかなければいけません。

そして、調査方法、内容についても課題として挙げられます。今までの統計のとり方では、初期なのか、継続なのか分からないので、集計の仕方もフォーマットを変えていかなければいけないと思います。それは、学校と事務局でよく相談をして、継続してデータが集積できる、なおかつ、要因分析がしっかりできるようなとり方を工夫していかなければいけません。東京都教育委員会の報告書の中に、これに十分対応できるシートが出ていますので、これを使っていけるといいのかなと思います。

それから、緊急時の第三者委員会は、先程天貝部長からありましたように、本区では幸いにも発生していないということから、立ち上げていなかったのですが、いつそういう事態に見舞われるか分かりませんので、第三者委員会をどのように設置するのか、29年度のスタートの時点で組み立てていかなければいけないと思います。

それでは、今日十分準備できなかったことについては、次回、もう一度提案していただくということで、よろしいでしょうか。

事務局)

はい。

三田教育長)

では、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ議論したいことがあります。SNSについては、目白小学校PTAからも具体的な目白の取り組み事例が報告されましたし、千登世橋中学校からも取り組みの事例が報告されています。それから、南池袋小学校の人権教育の取り組みとして、人権の五つの約束というものがありますが、これも素晴らしいと思います。子供たちが互いに議論して、声をかけあいながら、毎日いろいろなところに掲示をして、内面からの努力をしています。中学校の生徒会でもSNSに関する取り組みを行っています。

このようなゼロを目指す取り組みが、この2年間、各学校からどんどん出てきています。このような取り組みはきちんと集約をして、どの部分がどうして良いのかしっかりと考察をして、各学校に提案して拡散するというのを、当然ながらやっていかなければならないだろうと思います。生活指導部会等にも情報共有していかなければいけないと思います。これは課題として挙げていただきたいです。

それでは、これについてなにかご意見ございますでしょうか。

樋口委員お願いいたします。

樋口委員)

せっかくですので、意見を言わせてください。7ページのところですが、具体的な対策の提言の参考にしていただければと思います。まず、学校の方に組織的な対応であるという文言が入っていたらいいのではないかと思ったところです。

それから、これは学校と子供の両方に関わると思うのですが、例えば、南池袋小学校の取り組みのように、具体的なことを吸い上げてやっていくということが大事なので、アンケートや調査に偏らず、もう少し学校が独自に行っていることを、文言に加えてみたらいいかと思いました。

それから、各学校が工夫しているところには、保護者や地域と学校の連携を行っているところも思いますので、そうしたソフト面も吸収して入れられると、各学校の更なる取組の向上や発見につながると思うので、そのようなことも参考にしていただけたらと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

今のようなご意見は大変大事だと思いますので、これを補足して取り組んでいきたいと思いをします。

指導課長、何かございますか。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。

いじめ、不登校に関しましては、各学校の捉え方が違っては、豊島区としての方向性が確立しません。今、樋口委員からご指摘いただきました組織的な対応や、望ましい人間関係とは何かというところを、学校だけではなく、区全体として共有しながら進めていきまして、次年度、新たに提案をさせていただきたいと思いをします。

三田教育長)

ありがとうございます。

樋口委員もおっしゃっていましたが、hyper-QUというのは、人間関係における見方の視点を提供する座標軸の整理の仕方です。いじめも不登校も人間関係の中で生じることですので、hyper-QUを活用しようということになったわけです。目的と方法を混同しないようにしていただきたいと思いをします。

活用事例を分析するときも、どの部分が特質として生かされているのかという部分に注目するような取り出し方をしてもらいたいと思いをします。これは、いじめ以外にも、様々な関係作りの中で、非常に有効に活用できる内容です。可能性と多面性をいっぱい持っているので、是非焦点化した活用の仕方を研究していきたいと思いをします。

それでは、この案件はこれで終わりにしたいと思いをします。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(7) 報告事項第2号 平成29年度幼稚園入園式及び小・中学校入学式祝辞について

(7) 報告事項第2号 平成29年度幼稚園入園式及び小・中学校入学式祝辞について

三田教育長)

続きまして、平成29年度幼稚園の入園式及び小・中学校の入学式の祝辞について、統括指導主事お願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

これは、案という文言が抜けていますが、案ということでよろしいのでしょうか。

統括指導主事)

大変失礼しました。全て案でございます。

三田教育長)

それでは、小学校から順に意見を述べさせていただきます。小・中・幼と、どれも共通して長いです。特に幼稚園児や小学生は、長すぎると最後まで聞けないと思いをしますので、もう少し文章を削った方が良くと思いをします。小学校についてはテーマが二つも入っていま

すが、あまり多くのことを言っても、子供は覚えられないと思いますので、一つに絞った方が良いです。また、学校側は児童をお迎えする立場なので、校長先生はお迎えの挨拶をするかと思いますが、一方で、教育委員会はどのような立場で挨拶をするのかもっと練った方が良いのではないのでしょうか。

あと、やはり教育委員会ですので、教育論で話された方が良いかと思います。前回と同様、少し時間をいただいて、もう一度練り直す方が良いのではないかと思います。各委員の先生方から、ご意見があればお願いいたします。

まず、小学校からお願いできますか。樋口委員どうぞ。

樋口委員)

それでは、卒業式の祝辞との一致についてお話をさせてください。第1段落の、区議会議員等へのお礼の部分ですが、卒業式の祝辞にはありませんでした。これは思い切って、切ってしまった方がよろしいかと思います。それから、小と中の書き方がばらばらなのも気になります。最後の書き方は、中学校に書いてあるように、卒業式の祝辞と同じパターンになされば、入学、卒業全部つながっていくという感じがして、とても良いと思います。この部分を削るだけで随分、長さが変わるのではないのでしょうか。

三田教育長)

ありがとうございます。

まずは、形式を一致させて、短くするということですね。

他にどうでしょうか。北川委員、どうぞ。

北川委員)

小学校の入学式の案ですが、まだ1年生には難しい部分があると思います。例えば「充実した」とか、そういうところはもっとわかりやすい言葉にしてもいいのではないかなと思います。あと、先ほど教育長がおっしゃったように、テーマは一つにした方が良いと思います。例えば「元気」というテーマであれば、元気に挨拶すると、お友達もまた笑顔で挨拶を返してくれて、そこから仲良くなれますよといったように、ただ「元気」だけではなく、そこからどのように派生すると、楽しい小学生生活が送れるようになるかということをお伝えするのもいいのではないかなと思います。

また、小学校の最後の方に、PTA活動も含めて、ご協力くださいますようがありますが、この部分は削除してもよろしいのではないかなと思いました。

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、小学校の祝辞については、返事、挨拶だけでいいのではと思います。小学校に入って、元気で通ってほしいということの中に、返事、挨拶をきちんとして、お友達をたくさん作りましょう、先生と楽しい学校生活が送れるようにしましょうというメッセージが

あるといいのかなと思いました。

三田教育長)

それでは、白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

ちょうど今、小学校の入学式の祝辞の時間をはかったら、2分10秒ぐらいになりました。今、お話にありました、各方面へのお礼といったことはなるべくまとめ、PTA活動等については、後で保護者を集めて会合が当然あると思いますので、そこでお話することにして切ってしまうえば、短くなっていいのかなと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

それぞれご意見をいただきましたので、これをもとにして、さらにじっくりと練っていききたいと思います。

どこの学校でも通用するような挨拶文というのはなかなか難しいのですが、短く、メッセージ性がはっきりと分かるものにして、なおかつ教育委員会ですので、教育論を含めたより良いものができたらと思います。何が大事なのかということをお子さんが考えて頑張れるようなメッセージになるよう、エッセンスを受けとめて、責任をもってまとめさせていただきたいと思います。その内容をまた早目にお届けするというので、今日のところはご理解いただいて終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、中学校につきましても同じような趣旨で練っていただきたいと思います。

最後に、幼稚園ですが、幼稚園はまだ3歳、卒業しても4歳です。そういうお子さんですから、もう少しコンパクトになってもいいのかなと思います。

白倉委員)

幼稚園の入園式の祝辞は今までやっていなかったのですか。

三田教育長)

参加はしていましたが、挨拶文を持っていくということはしていませんでした。これからは、短くても心をこめてお伝えしていきたいと思います。

作ったら幼稚園の園長先生に見てもらいたいかもしれません。幼稚園を知らない人が幼稚園のことを幾ら書いても、なかなか大変です。ただ眺めているのと、実際、初めての子供に働きかけるのとは違いがあると思います。

それでは、この案を基にして、どこから見ても大丈夫なように仕上げ、案をとらせていただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、ちょうど2時間を過ぎようとしていますので、少し休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

11時ちょうどで再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(10時50分 休憩)

(11時00分 再開)

三田教育長)

それでは、これから教育委員会を再開いたします。

(8)報告事項第3号 平成29年度豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校について

三田教育長)

それでは、報告事項第3号、平成29年度豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校について、統括指導主事お願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。質問、ご意見を頂戴したいと思います。

樋口委員、お願いいたします。

樋口委員)

研究推進校と奨励校の予算の違いを教えてくださいの1点です。それから、教育委員会の方から推進校にはこういうことはお願いしますというような条件はあるのでしょうか、後学のために教えてください。

三田教育長)

それでは2点について、統括指導主事お願いいたします。

統括指導主事)

失礼しました。研究推進校と奨励校の違いにつきましては、今、資料を改めて確認いたします。

樋口委員)

それでは、後で大丈夫です。

統括指導主事)

すみません。データが出ましたら、すぐお示しさせていただきます。

2点目のご質問でございます。研究推進校につきましては、1年目から2年目にかけて、指導課と方向性について協議をしまして、2年目に必ず研究発表を行うことという形で進めているところでございます。また、研究奨励校につきましては、リーフレットを全幼・小・中学校の全教職員に配付をするということで、奨励校として、必ず成果物を区内の小中学校には共有ができるようにと話をしております。

それから、1点目の違いについてですが、研究推進校につきましては、1年次は10万円、2年次は30万円です。研究奨励校につきましては、1年間で20万円ということですので。この予算の内訳でございますが、講師謝金、消耗品、印刷費を含んだ目安となります。また、研究の成果物につきましては、それぞれリーフレット等を必ず教育委員会に提出することとしています。また、豊島教育フォーラム等でも報告をしていただいたり、ホーム

ページ等で進捗状況を公表したりしております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

予算もすぐに調べていただいて、ありがとうございました。

ただ、私がお聞きしたかったのは内容のことです。つまり、推進校というからには、区が推進をしている取組について、例えば、人権教育とか新しい学習指導要領にのっとってという条件をつけるということがあるのでしょうか。そうではなく、各学校の総意をそのまま受け取るという解釈でよろしいのでしょうか。

三田教育長)

昨年から引き続きで2年次を迎える研究と1年次の研究は違いますし、研究推進校と奨励校の意義や目的は、はっきりとしているはずですが、そういうことをきちんと踏まえて、今の質問に答えてくれますか。

統括指導主事)

大変失礼しました。研究のテーマにつきましては、指導課の方から、ある程度設定させていただいて、各学校に募集をしているところでございます。まず、テーマ例といたしましては、今課題になっております問題解決的、探求的な学習の推進ということで、教科は限定しておりません。ただ、今年度、非常に算数の研究発表が多かったものですから、算数ではなくて、理科的なものについても検討してくださいということについては、学校に伝えているところでございます。それから、英語教育につきましても、これは例を示させていただいております。

また、地域の教育資源、豊島区のふるさと学習プログラムをさらに充実、発展させていきたいということで、これにつきましても各学校に募集をする際に示しております。

また、体力向上・健康教育につきましても、区内小中学校はこれから頑張っていかなければならないところがあります。また、東京都の教育委員会から指定をされていますスーパーアクティブスクールの実践を踏まえた体育・健康教育の推進ということにつきましても、各学校に例として示しております。

また、人権教育、それから次期学習指導要領に向けた実践、キャリア教育等につきましても、事例として示しております、その中から各学校の実態に即して、このように研究テーマを進めていくということで選んで提出をいただいているところでございます。

三田教育長)

よろしいでしょうか。樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ありがとうございました。

研究をすることによって、教員の授業力、そして指導力が高まると私は信じております。本当に大事なものと認識しておりますので、どうぞご指導のほど、よろしく願いいた

します。

もう一点です。区の「冠」はわかりましたが、同時に国や都の「冠」になっているものもあると、全体像が見えるなと思うところです。その点もよろしく願いいたします。

統括指導主事)

平成29年度から都に申請しているものにつきましては、まだ確定はしておりません。4月になりましたら、研究推進校、奨励校、それから東京都教育委員会、文部科学省、全てそろそろと思いますので、改めて報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

三田教育長)

よろしいでしょうか。藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、この研究校の一覧を見せていただいて、少し気になったところがありました。それは、1年間の研究奨励校で、紙上発表のみで公開授業や研究発表会を行っていない学校があるということです。3番の巣鴨小学校は、学力向上、ICTということで、26年度に行っていますが、その前後がないということも少し気になります。一方、朝日小学校は算数科の問題解決能力を27、28と行い、引き続き研究奨励校を受けています。研究への意欲が高まっている学校とそうではない学校もあるように見受けられます。

ぜひ、指導課の方からは、研究に対する意欲を高めていただきますようお願いしたいと思います。あと、研究を引き受けた学校、そうではない学校につきましても、その研究の内容が深まるように、例えば、研究の進め方とか協議会の持ち方とか授業の見方とか、様々なことについて、具体的なお指導があると、学校にとっては役立つものになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。指導課長お願いいたします。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。

3年に1回研究発表をするということを原則にして、指導課の方でも進めているところがございます。今挙げた巣鴨小学校ですと、前校長先生がICTにたけていたので、ICTの活用ということがありました。今後、ここに載っていない学校、もしくは研究になかなか携わっていない学校につきましては、来年度から引き続き指導・助言及び児童の実態に合わせて、どのような研究を進めていったらいいかということについて、学校ごとに課題はあると思いますので、それを含めた指導をしていきたいと思っております。

また今回、国語・算数がほぼなく、社会・理科という方向で研究を進めていくような支援をしております。区の学力調査や、全国の学力調査の結果を見ますと、社会・理科に関する学力の向上が、今、豊島区内としては、大きな課題と捉えていますので、それも含めて研究を進めることによって、豊島区内の小中学校の学力向上を図っていきたくと考え

ております。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にどうでしょうか。白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

基本的なことですが、推進校というのは、公募して、学校の方からやりたいというような形で申し出るわけですか。

統括指導主事)

おっしゃる通りでございます。こういった研究推進校、奨励校を行いますということ呼びかけ、希望がある学校については、研究テーマ等を報告していただき、吟味をして指定をするという内容でございます。ただ、希望する学校のみならず、先程藤原委員からお話がありましたが、例えば、しばらく研究発表を行っていないですとか、日頃の実践の成果を共有していきたいということで、指導課の方から研究推進、研究奨励を受けてくれないかと、お話をさせていただく場合もございます。

白倉委員)

どうもありがとうございました。

三田教育長)

私から少し補足をいたします。豊島区は教育ビジョンに基づいて、いろいろと教育研究についての施策を展開してきています。9年、10年前から、全国で学力が低下しているということから、国が学力テストを始めるというような流れがありまして、教育ビジョンの中で、学力の低下は何が問題なのか議論されてきました。

課題の一つは、先生方の授業の問題で、学力がつかない授業をやっているということです。それから、子供が一人で学べるような指導ができていないということです。もう一つは、子供自身の学習スキームが育っていないということが考えられます。

その両方を改善しなければいけません。そして、やはり授業改善を進めないと、子供の学びの改善にならないのではないかと思います。今までの豊島区の流れとしては、研究奨励校の制度はあるのですが、一生懸命行う学校もあれば、何もしない学校もあり、やってもやらなくてもどうでもいい研究のように見えるような状況でした。学力問題は全校の課題ですので、これは改善しなければという話になりました。若手教員がこれだけ増えてきている地区ですので、若手がそういった指導力をつけていくべきです。全員でできる校内研究が大事だろうということで、それを奨励するという形で、3年に1回は研究発表をするというのを原則にしてやっています。それから、先程の説明にありましたように、区や学校の重点課題、国や東京都の重点課題、年度ごとに何が今、大事だということが提案されますので、その中から学校の課題を選択していただいて調整して、このように挙げてくるということでございます。

先程も申し上げましたが、議案として出すときには、意義と目的を全体の流れの中で位

置づけていく必要があります。今年度新しく参入した学校はこうで、去年から継続して行っている学校はこうです、と言ったような書き方をしていただきたいと思います。

多くの学校はとても良いことをしていて、先生方の授業改善も進んで、子供の学力も向上していますので、発信の仕方を工夫していただくと、さらに教育委員会の中でも議論が深まるのではないかと思います。次回、全国の討論、発表も含めて案件を出すときには、そういう抜本的な改善をしてお出しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

樋口委員)

すみません、中学校が一つもないというところが気になります。その辺はしっかりプッシュをする必要があると思います。それから、幼稚園も研究発表を久しくしていないです。このままいくと、30年度、中学校の研究発表がないということになりますので少し残念です。その辺を考えて、今後ご指導ください。

三田教育長)

中学校について、何か説明はありますか。統括指導主事、お願いします。

統括指導主事)

中学校もしっかりとやっていきたいと我々も考えておりまして、各校長先生に聞き取りをさせていただき、研究推進校を受けてもらえないかということは話をさせていただいております。例えば、西巣鴨中学校は来年度ではなく、その次の年というようなこととお話いただいたり、水面下では校長先生といろいろやりとりをさせていただいています。ただ、来年度につきましては、残念ながら希望される学校がなかったという結果でございます。以後、中学校の研究発表について、何とかやっていただけるように、事務局も努力をしてまいりたいと思います。

三田教育長)

中学校は教科担任制なので、なかなか共通の課題を探すのは、難しいのかもしれませんが。今、例えば、道徳や英語の重視ということが言われていますが、英語科だけの問題なのかということも悩ましいです。それから、小学校との接続もあるので、生活指導上の課題もあります。

方法論でアプローチすれば、教科に捉われないでできるという視点もあるのではと思います。受けられない学校の事情がどういうところにあるのか、どうすれば受けられるのか、そのために援助をどうしたら良いのかということが、具体的に必要なのではないかと思います。

中学校は1年の区切りではなかなか成果が出てこないということが課題になっています。有能な校長先生方や職員がいて、中学校は学力テストをすごく頑張っているのに、どうしてそれを反映できないのかよくわかりません。指導課訪問に行って、そういうことを投げかけていくべきだと思います。

こういう状態を毎年繰り返していくことはできないと思います。新しい教育課程が始まる寸前の段階で、現場がそういう姿勢でなければ、新教育課程の完全実施を先んじてやる

と議会で私が幾ら言っても、実態が伴わなければ進みません。それが大きな課題だと認識していただいた上で、ぜひ、何を議論して、どういう実態だから、今年度はできないのか、来年度に向けてどのような準備をしているのか、前向きな報告が集約できるように、指導を徹底してもらいたいと思います。

次回の提案のときには、そうしたことを整えてお願いしたいと思います。

(9) 報告事項第5号 三田一則教育長の執務報告（平成29年3月9日～3月22日）

三田教育長）

それでは、次の案件に参ります。私の執務報告でございます。

＜三田教育長 資料説明＞

三田教育長）

何か質問があれば、お受けします。よろしいでしょうか。

（委員全員異議なし 報告事項第5号了承）

三田教育長）

ありがとうございます。

(10) 第18号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について

三田教育長）

それでは、18号議案に入りたいと思います。庶務課長ご説明をお願いいたします。

＜庶務課長 資料説明＞

人事案件のため非公開

（委員全員異議なし 第18号議案了承）

(11) 第19号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について

三田教育長）

続きまして、第19号議案、豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について、庶務課長お願いいたします。

＜庶務課長 資料説明＞

人事案件のため非公開

（委員全員異議なし 第19号議案了承）

(12) 報告事項第4号 平成29年度教職員異動一覧

三田教育長）

次に、報告事項第4号、平成29年度教職員異動一覧につきまして、指導課長、お願いします。

＜指導課長 資料説明＞

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

三田教育長)

それでは、これで第4回臨時会を終わりにしたいと思います。長時間どうもありがとうございました。